被処分職員及び処分の内容

- (1) 所属部局 市民生活部
- (2)職名・性別・年齢・処分内容

参事・男性・56歳・停職 2月

(3) 処分日 令和4年9月9日

(4) 概要

今回事案の当該職員は、令和2年夏頃から市民の方から特別弔慰金の請求手続き方法の相談を受けていたにも関わらず、令和4年4月1日に他所属へ異動する際も事務引継ぎを行っておらず、今回の事案が発覚する令和4年7月1日までの間、数回の相談があったにもかかわらず放置し、上司にも報告を行わなかった。

幸いにして請求できる親族の夫が存命であり、請求期限前であったことから、県に提出することができた。

今回、相談を放置したことにより請求自体ができなかった可能性のある事案であり、市の信用を大きく失墜させた行為であった。

また、当該職員は、参事の職を怠った行為であり、公務員として職務上の義務としてふさわしくない非違行為であることから、 停職 2月とするものである。

また、当時の所属長を管理監督者として当該職員に対する指揮監督が不十分であったと判断し、同日付けで訓告処分を行った。